

令和6年長審第15号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年6月7日01時41分

長崎県^{たく}度島北西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.2トン

登 録 長 9.05メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 243キロワット

3 事実の経過

Aは、平成26年4月に進水し、操舵室を船体中央部に配したFRP製モーターボートで、魚群探知機能を併せ持ったGPSプロッター2台及びレーダー1台を搭載し、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年6月6日17時00分伊万里港を発し、長崎県あづち的山大島北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、1日平均6時間の睡眠をとっており、前示発航日04時頃起床するまでに約6時間の睡眠をとり、昼間に約1時間の仮眠をとっていたことから、発航時、睡眠不足の状態ではなかったものの、連日約14時間の製造販売業務に従事していたことにより疲労が蓄積していた。

a受審人は、19時00分前示釣り場に至り、釣りと移動を繰り返し、翌7日01時00分釣りを終え、01時10分釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、操舵室の窓を開け、GPSプロッター2台及び1海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、的山大島西方沖合を南下し、01時33分半少し前馬ノかしら頭鼻灯台から246.5度（真方位、以下同じ。）1,340メートルの地点で、針路を度島に向く120度に定めて自動操舵とし、19.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、操舵室の窓を開けて外気に当たっているので、居眠りに陥ることはないと思い、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、針路を左方に転じる予定の地点に至ったものの、度島に向かって続航し、01時41分馬ノ頭鼻灯台から136度2.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、度島北西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口及びプロペラ翼に曲損等を生じ、同乗者が頭部打撲傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、的山大島南西方沖合において、伊万里港に向けて東行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、度島北西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、的山大島南西方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、伊万里港に向けて東行中、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けず、気が緩んで眠気を催し、操舵室の窓を開けて外気に当たっても眠気を払拭できなかった場合、居眠りに陥らないよう、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、操舵室の窓を開けて外気に当たっているのに、まさか居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、度島北西岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月26日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎